

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

平成30年1月より職業安定法の改正が行われます

平成30年1月1日より、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等が一部変更になります。主な変更点を下記に記載致します。

労働条件の明示(改正点)

当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。

最低限明示しなければならない労働条件等(改正点)

- ① 試用期間に関する事項(試用期間の有無、試用期間があるときはその期間。)
- ② 労働者を雇用しようとする者の氏名または名称に関する事項
- ③ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ④ 裁量労働制を適用する場合はその旨
- ⑤ 固定残業制を採用する場合は、労働時間数と金額、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働、深夜労働分について割増賃金を追加で支払う旨

その他の注意点として、募集の段階で基本給22万円から28万円と明示しており、労働契約を締結する際に『25万円』と確定した場合、この明示は、文書の交付または電子メールにて行う必要があります。

さらに詳しい情報を知りたい方は、下記にアクセスをお願い致します。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>

【厚生労働省より】

留学生の日本企業への就職状況

平成28年に我が国の企業等に就職することを目的として在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書の交付を受けた外国人は25,888人で、前年比13.8%増加しました。

1 平成28年に、専門的技術や知識等を活用して我が国の企業等に就職する目的で在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書の交付を受けた外国人は25,888人で、前年比3,132人(13.8%)増加しました。

2 国籍・地域別の交付を受けた人数は、(1)中国5,716人、(2)韓国3,124人、(3)ベトナム3,075人、(4)インド2,452人、(5)米国2,122人となっており、アジア諸国が全体の78.5%を占め、以下北米10.1%、ヨーロッパ8.6%の順となっています。

3 業種別の交付を受けた人数は、非製造業が26,081人(81.2%)、製造業が5,269人(16.4%)でした。

4 職務内容別の交付を受けた人数の主なものは、技術開発(情報処理分野)6,593人(18.4%)、翻訳・通訳5,420人(15.1%)、海外業務3,817人(10.7%)、教育2,874人(8.0%)となっています。



STUDY in JAPAN

【法務省より】

